

障害福祉職員キャリアパス支援事業補助金

本市の障害福祉人材の確保を図るため、市内障害福祉事業所に就職した者又は就職を希望する者に対し、資格取得のための費用を助成します。

対象経費

- 1 社会福祉士養成課程の受講費用
- 2 精神保健福祉士養成取得課程の受講費用
- 3 介護福祉士実務者研修の受講費用

※いずれか一つが対象となります。

補助額

- 1 社会福祉士養成課程の場合は、受講料の全額（上限 20 万円）
- 2 精神保健福祉士養成課程の場合は、受講料の全額（上限 20 万円）
- 3 介護福祉士実務者研修を受講する場合は、受講料の全額（上限 16 万円）

※補助額に 1,000 円未満の端数が出た場合は切り捨てる。

※1～3いずれも消費税、受講料のほかに負担するテキスト代等は除く。

※この要綱による補助金以外の補助金、給付金の交付を受ける場合は、受講料から控除し交付

対象者

次の要件をすべて満たす者

- 1 申請年度に社会福祉士養成課程、精神保健福祉士養成課程又は介護福祉士実務者研修を受講した者
- 2 市内障害福祉事業所へ雇用されている者で対象課程等終了後継続して 6 か月以上の勤務が見込まれる者、又は市内障害福祉事業所への雇用を希望する者で対象課程等受講後、3 か月以内に市内障害福祉事業所に勤務し、継続して 6 か月以上の勤務が見込まれる者
ただし、高等学校、大学等に在学している者は、当該学校終了後、1 か月以内に障害福祉事業所に勤務し、継続して 6 か月以上の勤務が見込まれる者とする。
- 3 過去にこの要綱による補助金等の交付を受けていない者
- 4 市税の滞納がない者（居住地の市役所等での証明書の発行が必要です。）
- 5 魚沼市暴力団排除条例第 2 条第 1 号又は第 2 号に該当しない者

補助金の返還

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し返還を求められます。

- 1 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認められたとき。
- 2 在籍報告書の提出がないとき。

※受講後、6 か月以上市内障害福祉事業所に勤務した者には在籍報告書の提出が必要です。

必要書類

障害福祉職員キャリアパス支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に下記の①～⑤の書類を添付して提出してください。（様式は市ホームページよりダウンロード可能です。）

- ① 対象課程等受講料の領収書の写し
- ② 対象課程等の修了証の写し
- ③ 市税の納税証明書
- ④ 誓約書（別紙1）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

